

鶴ヶ島市肥料価格等高騰対策支援金

肥料代等価格高騰の影響を受けている営農者に 支援金を交付します

新型コロナウイルス感染症及びウクライナ侵攻等による肥料等農業資材の価格高騰による影響を受けている営農者に対し、市独自の支援を行います。

○交付対象者

市内に住所又は主たる事業所を要する個人営農者又は農業法人

○交付要件

- ①個人営農者は、令和3年分の農業収入について税務申告をしており、かつその収入が50万円以上ある者
- ②農業法人は、支援金申請時直近決算の売上について税務申告をしており、かつその売上が50万円以上ある者
- ③市税の滞納がないこと など

○支援金交付額

10万円

○申請受付期間

令和4年9月1日～令和4年11月30日（当日消印有効）

○申請書類

肥料価格等高騰対策支援金交付申請書兼交付請求書と以下の書類

- (1) 交付要件①の方で、確定申告をした方
令和3年分の確定申告書B第一表（控）の写し
- (2) 交付要件①の方で、市県民税申告をした方
令和4年度の市県民税申告書（控）の写し
※市県民税の申告では、「令和4年度申告書」が「令和3年分」の収入などに対する申告書です。
- (3) 給付要件②の法人は、支援金申請時直近決算の確定申告書（控）及び事業概況説明書（控）の写し
- (4) 口座振込等(新規・変更)申出書、振込先口座の通帳の写し（表紙の裏面）
- (5) 申請書記載の申請者本人が確認できる書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）

※（1）から（5）以外に、その他必要と認める書類の提出を求める場合があります。

○申請方法

申請書類を直接または郵送で産業振興課へ



【申請先】

〒350-2292 鶴ヶ島市大字三ツ木16-1
鶴ヶ島市役所産業振興課 農政担当

提出する前に最終チェック☑！

①鶴ヶ島市肥料価格等高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）

- 「日付」「住所」「氏名」「電話番号」が正しく記入されている
- 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響についてチェックされている
- 交付要件（主たる生産物、農業収入、売上額）が記入されている
 - ・【個人営農者】令和3年分の農業収入が50万円以上ある
 - ・【農業法人】給付金申請時直近決算の売上額が50万円以上ある
- 口座情報が正しく記入されている
 - ・金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義（フリガナ）が記入されている
- 誓約書・同意書について確認し、「日付」「住所」「氏名」が正しく記入されている

②添付書類

【個人営農者】

- 確定申告をした方→令和3年分の確定申告書B第一表（控）の写し
- 市県民税を申告した方→令和4年度の市県民税申告書（控）の写し
 - ※農業申告を行い申告書の写しはあるが、農業収入金額が確認できない場合は、収入金額と経費が確認できる帳簿等の写し
 - ※市県民税の申告では、「令和4年度申告書」が「令和3年分」の収入などに対する申告書

【農業法人】

- 給付金申請時の直近決算の確定申告書(控)及び事業概況説明書(控)の写し

【個人営農者及び農業法人共通】

- 口座振込等(新規・変更)申出書及び振込口座の通帳の写し（表紙の裏面）
 - ※登録済みの方は除く
- 本人確認資料の写し（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）
 - ※申請書に記載の申請者本人が確認できる書類の写し

注意) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたことが判明したときは、支援の交付決定を取り消し、既に交付した支援金については、返還しなければなりません。

【お問い合わせ】

鶴ヶ島市役所産業振興課 農政担当
☎049-271-1111（内線233）

